

「一村限明細絵図」清図の記号について

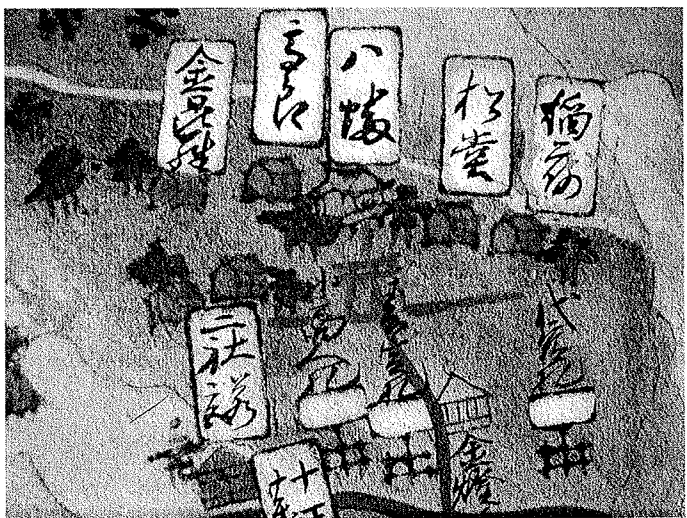
山田 稔

「一村限明細絵図」(地下上申絵図^①)は、享保期以降、萩藩絵図方が作製した防長両国全域におよぶ一大村絵図群である。本図の持つ人文・自然情報は豊富であり、近世防長各村の状況を知る上で貴重な絵図である。

一村限明細絵図には、大別して、村役人が作製・奥書して絵図方に提出した「地下図」と、それを絵図方が統一的に清書した「清図」の二種類がある。筆者は、これまで当該絵図に関する報告を重ねてきたが、本稿では、次段階として絵図の細部に注目し、清図の記号についてまとめてみることにした。^{②③}

清図の記号は手書きではなく、印判^④が基本的に使用されている。印を押した後には、所定の彩色が施される。人家や米蔵、一里山などの建物記号は、いずれもそれらを類型化したものであり、しかも必ず名称などの注記を伴うため、表示物が一目で分かる仕組みになっている。一方の地下図は、作製の初期段階では様式が統一されておらず、手書きによる○△などの幾何図形記号が主体である。これが、寛保元年(一七四一)以降になると、絵図方が、一部の彩色を除いて清図と同様に作製したものを村役人が承認する方式に移行する。^⑤したがって、このタイプの地下図の記号は清図と同様のため、本稿の対象に含めた。

さて、同種の記号であっても、図柄には若干の相違がある。そこで絵図全体での分布状況を確認するために、3つの視点からサンプルを抽出し、後掲(四七〜五五頁)の表1〜3にまとめてみた。



記号の状態（玖珂郡宇佐村）

まず、表1は、清図のタイプ別に抽出したものである。清図は様式によって、タイプA・B・C・D・EおよびC+D合成の、計六種類に分かれる。このタイプを、さらに村の所属する郡に分けて抽出した。次に、表2・3は、絵図方作製の地下図と清図の比較である。表2は、同地下図から作製年および郡・宰判別の抽出で、表3は、それに対応する清図からの抽出である。

これらの一覧表を比較検討した結果、清図のタイプA・Bでは各々共通した図柄が使用されているが、タイプC・Dでは明確な使い分けはなく、混在していることが分かった。作製時期が下がり、かつ数量の多いタイプC・Dにおいて図柄が混在する背景には、事業の進捗とともに、記号印が適宜改修・補充されていったことや、作製者の交代が考えられる。

また、絵図方作製の地下図と清図で記号印自体は共用されているが、同じ村であっても、両図の記号図柄は必ずしも一致しないことが判明した。清図は、地下図提出後、順当に作製されるが、何らかの事情で遅れる場合もあり、この作製時期の差が

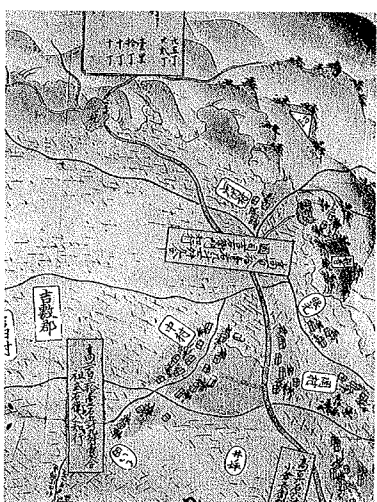
関係している。

清図のタイプAは、虫瞰図（仰見図）で、彩色も美麗であり、仕上げも丁寧で群を抜いている。全体の仕様から、早い時期の作製であることは間違いない。ここに使用された記号の図柄は精密で、押印や彩色も丁寧である。タイプA（吉敷・美祢・大津郡限定）は清図全体の約一三%で、作製者は、萩藩郡方地理図師有馬喜惣太と推定される。またタイプAに準じた仕上げりのタイプB（厚狭郡限定、約八%）の記号や彩色も、タイプAには及ばないが、ほぼ同様の丁寧な仕上げである。これが全体の約七八%を占める鳥瞰図（俯瞰図）のタイプC（約四三%）・D（タイプCよりさらに記号化が進んだもの。約三五%）になると、記号の押印や彩色処理が粗雑になり、全体の仕上がりも繊細さを失っていく。

一村限明細絵図は、寛延三年（一七五〇）までに概ね完成したことを示す記録もあるが、実際はそれ以降も継続して作製されている。タイプAからDへと作製時期が下がるにしがたい、虫瞰図法から鳥瞰図法へと、地形の表現方法は進歩を見せる反



タイプD（阿武郡須佐村）



タイプA（吉敷郡吉田村）

面、全体的に表示方法や仕上げ面での画一化・簡略化が進んでいる。今回、記号という絵図の細部にあらためて注目してみた上での気づきである。

以下、各項目別に記号を解説した。図版は代表的な例を掲載した。詳細は後掲の表1〜3を参照されたい。なお、図版下の番号は当館における「一村限明細図」（地下上申絵図）の整理番号である。村名は煩雑を避けて省略した。

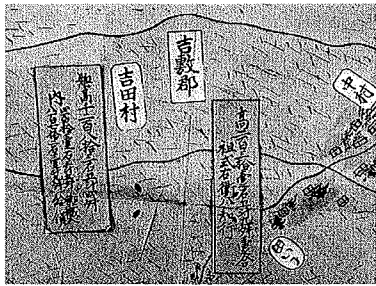
1 村名、郡・宰判名

村名は、面取りした長方形の枠内に胡粉を塗り、その上に墨書される。本村が大きく、小村はやや小さめの枠である。小名には小判型の枠が使用されている。難読あるいは紛らわしい地名には、振り仮名が付される場合もある。村名に限らず、建物などの名称類全般は、胡粉を塗った上に書かれるために大変見やすいが、胡粉が剥落した場合に、その情報が失われてしまう欠点がある。

郡・宰判名は、村名の側に朱印で「〇〇郡〇〇宰判」のように表示される。郡・宰判名は別々の印で、両者を組み合わせている。タイプAでは、絵図裏面の外題箋に押されており、図中では、郡名のみが方形の枠内に胡粉を塗った上に墨書される。全域に郡・宰判名印があるのは、都濃・熊毛・見島郡で、厚狭郡は皆無である。



郡・宰判名 854



郡名 村名 小村 小名 521

2 建物・構造物

(1) 家

家は、切妻造を左斜めからみた構図である。二階建てかどうかの区別はなく、すべて平屋である。原則として彩色は土壁色で、屋根と壁の塗り分けはない。タイプC・Dになると、桁行の壁面に縦線が一本、あるいは屋根に一本線が加わるものもある。また、特殊な例として、豊浦郡長府村は、右斜めから見た構図で、屋根に複数の線が引かれている。なお、絵図上の家数は、関連の村明細書（地下上申）と一致しておらず、厳密ではない。

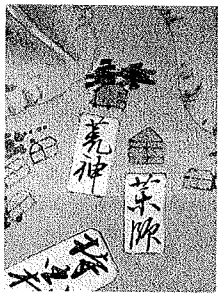
(2) 寺院

① 寺

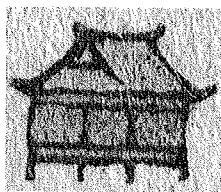
家と同様に建物左斜めからの構図である。高欄や正面階段を表現したものもある。タイプAの図柄は細密だが、タイプC・Dでは簡略化されている。彩色は朱を基本とし、屋根を灰色、建物本体を朱色で塗り分ける場合もある。

② 堂庵

観音堂、毘沙門堂や辻堂の類は、すべて正面からの構図で表示される。小規模な寺にも使用されている。彩色は朱で、屋根と本体が色分けされたものもある。やはりタイプAが細密で、タイプC・Dでは簡略化されている。



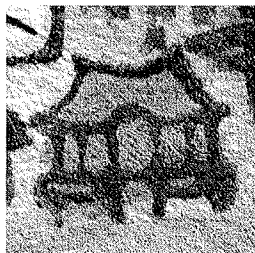
小宮 堂庵 1048



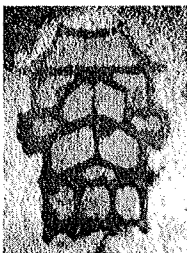
寺 496



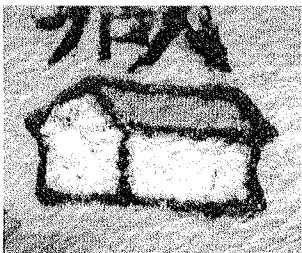
家 1010



本宮 872



本・幣・拝殿 872



蔵 496

(3) 神社

① 本宮

建物の右斜め、または正面から見た構図が基本で、拝殿の唐破風が表現されているのが特徴である。タイプAには、本殿・幣殿・拝殿がセットになっているものがある。寺院と同様に屋根と本体を色分けする場合もあるが、大半は全体を朱色で塗りつぶしている。鳥居を朱筆で描く場合もある。

② 小宮

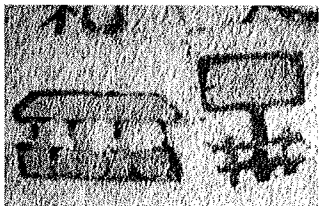
タイプAでは、堂庵と同じ印を使用するが、タイプC・Dになると左斜めからの構図が加わる。彩色は朱で、屋根と本体を色分けしたものもある。

(4) 蔵

建物右斜めからの構図で、屋根が灰色、壁面が胡粉で塗り分けられる。妻面の窓と壁の漆喰の反りを表現したものや、妻入の建物を正面から見た構図もある。

(5) 高札場

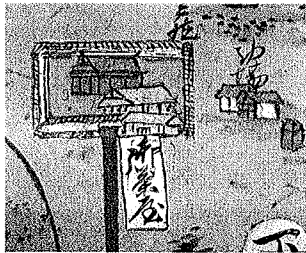
高札一枚に支柱と柵を組み合わせた図形が基本である。高札面の彩色は、タイプAでは木板を表す茶色だが、大半は胡粉で白く塗られる。掲示用の支柱が、高札板の背後から若干突き抜ける場合もある。記号の側には「代官札」「春定札」など高札の種類が注記される。規模の大きい高札場は、屋根付き施設として表現



高札場 496



一里山 1113



御茶屋 勘場 705

されている。高札場の位置は、地下図に伴って提出された村明細書(地下上申)の基本項目だが、高札方を兼務する絵図方にとっては所管事項であった。

(6) 一里山

土饅頭型に盛り上げた塚上に、里程表示用の標柱を立てた構図である。標柱は胡粉あるいは茶色で、塚本体は茶色もしくは灰色で彩色される。タイプAでは、塚本体の石組みの様子が描き加えられている。一里山の側には、里程が貼紙もしくは直接記入される。ちなみに、萩・江戸間を描いた道中絵図「行程記」の一里山(塚)は、防長両国内では標柱を立てた図柄であるが、他藩領では塚木を描くなど、在所に合わせて区別されている。

(7) 勘場・番所・口屋

勘場は、人家よりやや大きめの家型印で、手書きの場合もある。屋根が茶色、壁が胡粉で白く塗り分けられる。番所や口屋は、人家と同じ印を使用し、彩色は勘場に準じている。御茶屋、領主屋敷等の特殊施設は手書きで大きく表示される。

(8) 駕籠建場

駕籠建場は、特殊施設で例が少ないために手書きで示される。駕籠を置く方形の台座が胡粉で白く塗られる。ちなみに、「行程記」では、台座が灰色と白色で二層に塗り分けられる。

(9) 橋

記号印ではなく全て手書きで、「木橋」「土橋」「石橋」の種別が注記される。木橋・土橋は茶色、石橋は灰色で彩色される。大掛かりな橋や船橋などは、その形状を描く場合もある。

3 自然・景観

(1) 山名

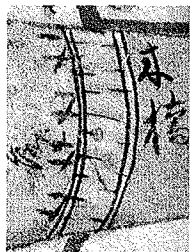
山名は、山頂付近に配置された三角形の枠内に胡粉を塗り、その上に墨書される。低い視点から四周に見える地形を写生的に描いた仰見図（虫観図）のタイプA・Bでは、山々のつながりや遠近が彩色の濃淡を用いて絵画的に表現されるため、地形の入り組みが判然としない。視点を地面に垂直な高所に置いた鳥瞰図のタイプC・Dでは、山々の尾根筋を二本の墨描線で描いた後、線間を塗り残すため、尾根筋があたかも白線のごとく表現される。タイプC・Dでは、深い山間部の隅々まで描くことになるため、作製の苦勞が察せられる。

(2) 樹木

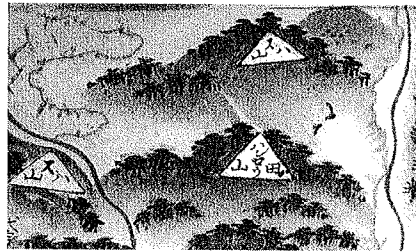
幹と枝葉を組み合わせた構図である。彩色は、幹は茶色もしくは黒色、枝葉は黒または濃緑で、塗り重ねて枝葉の茂りを表現した例もある。松木の表現とも察



駕籠建場 405



木橋 405



山名 705



タイプAの樹木 521



タイプD 山腹に樹木印 中央は川 939

せられるが、特定の樹種を示すものでもなく、記号内での区別はない。タイプA・Cは手彩色だが、タイプDはすべて印判で表示される。また、タイプA・Bでは、樹木のほかに、山肌にも墨の斑点を散りばめた表現がみられる。この樹木や斑点は、樹木の生えている地域（山）を表した景観記号と思われる^③。このほか、荒神森など特殊な事例は、単独でやや大きめに描き、名称を注記している。

(3) 河川

川筋を二本線で描き、海上と同じ青系で彩色される。彩色は溝・堤も同様である。川が村境に至った場合は、「此川上〇〇より来ル」、「此川下〇〇え落ル」などと、流出入先が注記される。タイプA・Bでは川名や川幅が適宜記入されるが、タイプC・Dでは省略されている。

4 方位

円形の印を押し、内部を胡粉で塗りつぶし、その上に「東」「西」「南」「北」の方位が墨書される。タイプAの方位文字は手書きであるが、タイプC・Dでは手書きと印が混在している。文字の向きは、四方向き合わせと外向きがある。基本的に四方位すべてを表示するが、欠ける場合もある。タイプBは、方位の表示がない。なお、玖珂郡の一部にみられる、多角形の紙片に方位を朱書きした貼紙

は、後世の補作である。

5 土地利用

(1) 田

黄系で彩色される。稲穂をイメージした斜線が描かれている場合もある。

(2) 畠

緑青で彩色される。絵図方作製の地下図では、薄茶系である。

(3) 給領地

田地の彩色を施した上に、給領地の範囲を墨の点線で囲い、内縁が朱色ないし薄紫色で塗られ、「〇〇〇〇知行」のように所有者が記入される。タイプA・Bでは、給領地の所有者と石高が貼紙で示される。

6 村境・郡境・国境

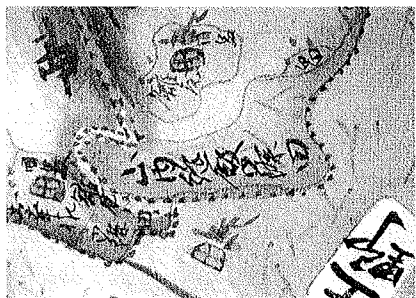
村境の表示は、本図の最も重要な情報である。境界に沿って幅1cm程度の無彩色の縁取りが巡らされる。このスペースに、「尾切」「畔切」「土手切」など境界を示す注記が記入される。複数村との境界点では、朱丸もしくはは区切りの墨線を描き、「是より〇〇村境」、「此方〇〇村ノ内〇〇村尾切」のように注記される。



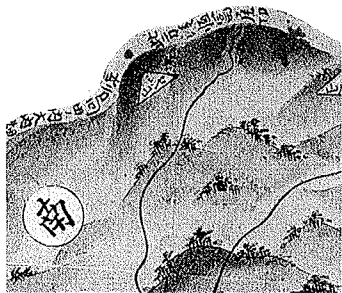
方位文字が印 1233



田畠 6



点線が給領地境界 872

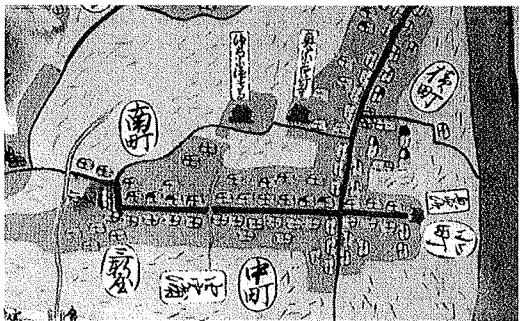


村境部分 521

また、玖珂郡久原村と玖珂本郷村間のように、飛地が複雑に入り交じる場合は、一方の絵図に飛地のみを部分的に描き、他方の該当箇所を切り抜いて窓を作り、両図を重ねると飛地部分が切り抜き窓から浮かび出るように工夫している。なお、飛地はすべて切り抜き窓方式ではなく、重複部分を一方にまとめて描き、他方を空白にして表示する場合もある。

ところで、各村境の形状は、隣村と完璧に一致する訳ではない。絵図はあくまで別個に作製されており、境界部分は、一枚の料紙を切り分けるのではなく、互いの形状を写し取って仕立てられるためである。また、作製時期の違いや境界未確定などの理由から接合不能なケースも多い。ちなみに、川中に境界がある場合は、境界線上で絵図を途切るのではなく、対岸まで描いた後に川中へ破線で境界を記入している。このため、接合の際には自ずと重複部分ができる。また、離島の多くは単独の絵図で、本土との接合はなく、港からの里程表記と海路を示す朱線が位置の目安となっている。ただし、本土から近い島の場合は、海上部分で接合可能な形状に仕上げられており、阿武郡鯖島(三見海上)や佐波郡向島のように、海上に相紋が付される場合もある。

国境の記号はなく、村境の縁取り部分に、「是より〇〇国(州) 〇〇郡 〇〇村境」と、通常の境界表記に国名を加えて記入される。郡境も同様である。宰判境



道 6

や本・支藩領境は、境界表記の対象となっていない。

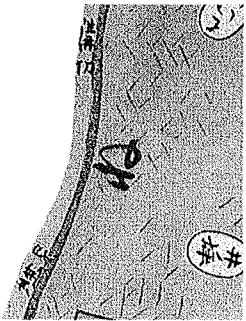
7 道・海路

道は全て朱線で示される。道の格や規模は、線の太さで区別されている。道が村境に至った場合は、「○○郡○○村え出ル道」のように行き先が注記される。海路は朱線で示され、里程が注記される。

8 相紋

清図(および地下図の一部)は、すべて村境に沿って切り抜かれた形状であり、ジグソーパズルのように隣村と接合する趣向になっている。接合範囲は、郡単位である。相紋(合紋)は、接合の際の符牒で、ひらがなもしくは片仮名の一字が絵図の縁部に朱書される。例えば、「い」であれば、他方の「い」の箇所を探索せば接合が容易となる仕組みである。相紋は、「防長郡別図」などの接合型の郡図にも使用例がある。

なお、接合の全体図と相紋配置を示した絵図として「玖珂郡敷絵図村双いろは相紋」^⑮、「吉敷郡村絵図相紋図」^⑯の二枚が現存しており、記録上では大津郡の一枚も確認できる。また、清図の全てに相紋がある郡は、吉敷・大津・美祢・熊毛郡



相紋「ね」 521

で、都濃・厚狭・豊浦・見島郡は皆無である。相紋の範囲は、相紋図が示すように基本的に郡域であるが、佐波郡・阿武郡のように宰判域の場合もある。ちなみに、佐波郡徳地宰判の相紋は、方形紙に三桁の漢数字を朱書した後世の補作である。

9 石高等貼紙

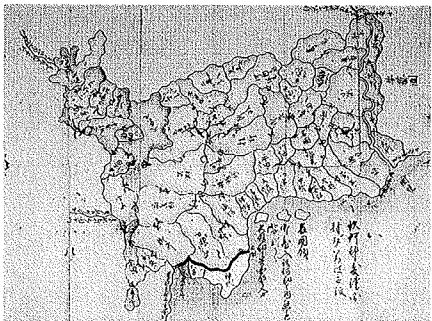
村高や村の東西南北の広さと各地への里程を記した貼紙で、村の中心部に貼られる。給領地の石高が該当箇所^⑰に貼付される場合もある。貼紙は朱枠で囲まれたものが大半だが、厚狭郡のように朱枠のないタイプもある。貼紙は、吉敷・美祢・見島郡の全図にあり、都濃郡にはない。

10 その他

御船倉や灯籠堂、木戸門、狼煙場など特殊な施設は、適宜手書きで表示されている。



灯籠堂 872



玖珂郡敷絵図村双いろは相紋

註

(1) 旧藩別置記録。当館蔵。

(2) 「地下上申絵図はどうか」(山口県文書館研究紀要)第一四号、一九八七、「一村限明細絵図清図の図様と接合形態」接合シミュレーションを通して―(「同紀要」第二四号、一九九七)、「一村限明細絵図地下図の図様と全体構成」(「同紀要」第二六号、一九九九)、「一村限明細絵図に関する三種類の台帳について」(「同紀要」第三三号、二〇〇五)。

(3) 清図には凡例がない。清図(および絵図方作製の地下図)は、村境に沿って切り抜かれた特殊な形状のために、抑も記号の凡例を書き込む余白(備紙部分)がないが、他に凡例を記した文書類も残っており、記録上も存在しない。ただし、凡例がなくとも、人家や神社、一里山などの建物記号は、対象物を類型化した分かりやすい図柄で、しかも必ず名称注記を伴うため、利用上の支障はない。とはいえ、大規模かつ計画的に作製された絵図群ゆえに、如何なる形であれ、凡例が備わっていないのは疑問である。この辺りの事情は定かでないが、同じく萩藩絵図方が作製し、同様の記号が使用されている「行程記」(折本二五巻)、「御国廻御行程記」(同七巻)は、各巻に凡例が明示してある。強いて両者の違いを言えば、後者が藩主の参勤交代路等を描きたいわば作品であるのに対し、

して、一村限明細絵図が、絵図方に作製・管理が委ねられた、藩の行政資料であるということになるか。

(4) 清図と同様の記号印は、萩藩絵図方が作製した他の絵図にも使用されている。道中絵図「行程記」(毛利家文庫三〇地誌四一)、「御国廻御行程記」(同五七)のほか「岩国領地和木村其外芸防境明細絵図」(毛利家文庫五八絵図二六九)など使用例は多い。逆に言えば、この種の記号印が使用された絵図は、絵図方作製と判断できる。

(5) 初期の地下図に対する、絵図方の関与の程は明らかでないが、清図に類した描法で、絵図方作製と判断できる地下図は、すでに元文三年(一七三八)、熊毛宰判と都濃宰判の一部に登場している。寛保元年(一七四一)は、清図とまさしく同形式の地下図が作製され始める年である。なお、絵図方作製か否かは、各村の「地下上申」(村明細書)の奥書をみれば判別可能である。「地下上申」は、「一村限明細絵図」と一体であり、絵図作製に関する様々な情報を含むため、別稿で詳しく報告する予定である。

(6) 清図の各タイプの詳細については、註(2)の拙稿「一村限明細絵図清図の図様と接合形態」接合シミュレーションを通して―を参照。

(7) タイプC+D(一枚)およびタイプE(二枚)は、タイプ

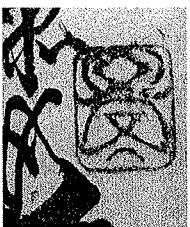
A+Dの亜種のため、ここでは煩雑を避けて省略した。

(8) 「和智東郊座石記 乾」(毛利家文庫一六叢書三七(二)の二)に、一村限明細絵図が大概成就したとして、萩城内の書院で当職に披露された時の見聞録が収録されている。年月日の記入はないが、筆者の萩藩士和智九郎左衛門棟郷は、遠近方在中の出来事と記している。

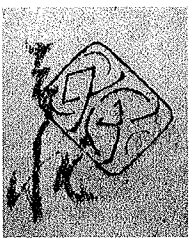
「譜録」(毛利家文庫二三譜録)によれば、和智九郎左衛門の遠近方在中は、元文三年(一七三八)六月、寛延三年(一七五〇)七月。披露を担当した絵図方頭人井上武兵衛の絵図方在中は、享保五年(一七二〇)十二月、宝暦五年(一七五五)三月であるから、披露の時期は寛延三年(一七五〇)七月以前となる。

(9) 「絵図石高附地下由来寺社旧記根帳」(県庁伝来旧藩記録九四五、九四七、当館蔵)や「諸役所控目録」(毛利家文庫九諸省四〇(一七七七)の記録による。ちなみに、新見知として、前記「絵図石高附地下由来寺社旧記根帳」に押される検印のうち、左の図版は絵図方頭人井上武兵衛の印であることが判明した。地下図の約七五%には奥書があつて作製年が明らかであるが、清図はすべて作製年が不明である。井上の絵図方在中は、宝暦五年(一七五五)三月迄であるから、根帳にこの印が押されている清図は、同年以前の作製とわかる。

「一村限明細絵図」清図の記号について(山田)



「譜録」の印



「根帳」の印

(10) 用語は、絵図方が作製した「行程記」および「御国廻御行程記」凡例の「寺」、「堂(庵)」、「本宮」、「小宮」に拠った。

(11) 旧藩別置記録。当館蔵。

(12) 『増補訂正もりのしげり』(時山弥八著、一九三三)の「旧長藩職役一覧」絵図方の解説による。

(13) 絵図方が、文久三年(一八六三)以降に作製した、一連の吉敷郡山口宰判図(袋入絵図一四〇、一四四、一七七、当館蔵)の凡例によれば、樹木印は合壁山、班点は御立山、彩色のみは山野である。この凡例が、一村限明細絵図に対応するか検討したが、現時点では明確ではなく、今後の課題としたい。

(14) 毛利家文庫五二絵図二五二。当館蔵。

(15) 袋入絵図五四。当館蔵。なお、この標題は絵図本体に記されたもので、目録上の標題は「周防国玖珂郡岩国領村敷図」である。

(16) 地下上申絵図四九二。当館蔵。

C		B		A		タイプ
見島郡 浜崎宰判		熊毛郡 熊毛宰判 室積村		厚狭郡 舟木宰判 宇部村		村名
見島郡 浜崎宰判		熊毛郡 熊毛宰判 室積村		美祢郡 美祢宰判 大田村		家
見島郡 浜崎宰判		熊毛郡 熊毛宰判 室積村		大津郡 先大津宰判 日置村		寺
見島郡 浜崎宰判		熊毛郡 熊毛宰判 室積村		仁保郡 山口宰判 吉敷郡 山口宰判		堂庵
見島郡 浜崎宰判		熊毛郡 熊毛宰判 室積村		仁保郡 山口宰判 吉敷郡 山口宰判		本宮
見島郡 浜崎宰判		熊毛郡 熊毛宰判 室積村		仁保郡 山口宰判 吉敷郡 山口宰判		小宮
見島郡 浜崎宰判		熊毛郡 熊毛宰判 室積村		仁保郡 山口宰判 吉敷郡 山口宰判		蔵
見島郡 浜崎宰判		熊毛郡 熊毛宰判 室積村		仁保郡 山口宰判 吉敷郡 山口宰判		高札場
見島郡 浜崎宰判		熊毛郡 熊毛宰判 室積村		仁保郡 山口宰判 吉敷郡 山口宰判		樹木
見島郡 浜崎宰判		熊毛郡 熊毛宰判 室積村		仁保郡 山口宰判 吉敷郡 山口宰判		一里山
見島郡 浜崎宰判		熊毛郡 熊毛宰判 室積村		仁保郡 山口宰判 吉敷郡 山口宰判		方位

記号一覧（表1～3）

※同種の記号に複数の図柄がある場合は、使用頻度の高いものを掲載した。 ※空欄は該当がないことを示している。
 ※図版の縮尺は、同一ではない。

表1 清図タイプ別記号一覧

一村限明細絵図の構成

萩藩士井上武兵衛、同平田仁左衛門ほか業家としての平田家歴代、郡方地理図師有馬喜惣太ほかが参画。

一村限明細絵図（地下上申絵図）

地下図
(458枚現存)



清図
(395枚現存)



①

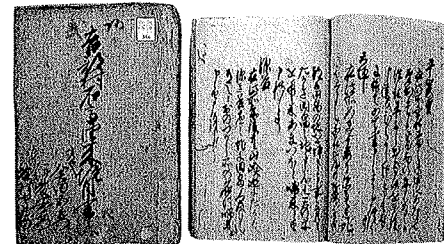
②

①村役人が作製して絵図方に提出したもの、②絵図方が作製して村役人に確認させた、2種類がある。差出年号があるのは、享保12年（1727）12月～宝暦3年（1753）5月。方形（41%）と村境に沿って切り抜かれた形状（59%）がある。防長の全村で作製された。

地下図をもとにして絵図方が清書したもの。すべて村境に沿って切り抜かれた形状。縮尺は3,600分の1。6種類の様式がある。作製年はすべて不明。清図が未完成の村もある。

+

村明細書（地下上申）



地下図と共に各村から提出された村明細書。内容は①石高書②境目書③由来書で構成され、村によって組み合わせが異なる。1,080点現存。

※この表は、本文の参考として作成したもので、絵図方の事業フローを示したものではない。

「一村限明細絵図」清図の記号について(山田)

D		C					
阿武郡奥阿武宰判 生雲村	都濃郡徳山領 温見村	都濃郡徳山領 裕島	豊浦郡長府領 宇部村	大島郡大島宰判 久賀村	佐波郡三田尻宰判 右田村	玖珂郡奥山代宰判 宇佐村	阿武郡山口宰判 篠目村

「一村限明細絵図」清図の記号について（山田）

表2 地下図記号一覧

年号	村名	家	寺	堂庵	本宮	小宮	蔵	高札場	樹木	一里山	方位
寛保元 (一七四一)	玖珂郡岩国領 小瀬村										
寛保3 (一七四三)	玖珂郡岩国領 御庄村										
延享2 (一七四五)	都濃郡徳山領 川曲村										
延享3 (一七四六)	大島郡岩国領 神代村										
寛延元 (一七四八)	阿武郡奥阿武宰判 生雲渡川村										
寛延元 (一七四八)	玖珂郡岩国領 海土路村										
寛延元 (一七四八)	都濃郡徳山領 給島										

寛延元 (一七四八)	都濃郡徳山領 温見村										
寛延2 (一七四九)	玖珂郡岩国領 川西村										
寛延2 (一七四九)	玖珂郡前山代宰判 添谷村										
寛延2 (一七四九)	玖珂郡奥山代宰判 生見村										
寛延2 (一七四九)	玖珂郡前山代宰判 玖珂郡前山代宰判										
寛延2 (一七四九)	都濃郡徳山領 瀬戸村										
寛延3 (一七五〇)	玖珂郡奥山代宰判 宇佐村										
寛延3 (一七五〇)	玖珂郡前山代宰判 苅谷村										
寛延3 (一七五〇)	玖珂郡岩国領 日積村										

「一村限明細絵図」清図の記号について（山田）

寛延3 (一七五〇)	都濃郡徳山領 徳山村										
宝曆元 (一七五二)	阿武郡奥阿武宰判 惣郷村										
宝曆2 (一七五三)	阿武郡山口宰判 篠目村										
宝曆3 (一七五三)	厚狭郡船木宰判 矢矯村										
宝曆3 (一七五三)	阿武郡奥阿武宰判 下田万村										

表3 清図記号一覧(表2対応版)

地下年号	村名	家	寺	堂庵	本宮	小宮	蔵	高札場	樹木	一里山	方位
寛保元 (一七四一)	玖珂郡岩国領 小瀬村										
寛保3 (一七四三)	玖珂郡岩国領 御庄村										
延享2 (一七四五)	都濃郡徳山領 川曲村										
延享3 (一七四六)	大島郡岩国領 神代村										
延享3 (一七四六)	都濃郡徳山領 給島										
寛延元 (一七四八)	阿武郡奥阿武宰判 生雲村										
寛延元 (一七四八)	阿武郡奥阿武宰判 渡川村										

「一村限明細絵図」清図の記号について（山田）

寛延3 (一七五〇)		寛延2 (一七四九)				寛延元 (一七四八)	
符谷村 玖珂郡前山代宰判	宇佐村 玖珂郡奥山代宰判	瀬戸村 都濃郡徳山領	川西村 玖珂郡岩国領	添谷村 玖珂郡前山代宰判	生見村 玖珂郡奥山代宰判	温見村 都濃郡徳山領	海士路村 玖珂郡岩国領